

委員会提出議案第 1 号

西条市議会委員会条例の一部を改正する条例について

西条市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

西条市議会議会運営委員会委員長 川 又 由美恵

西条市議会委員会条例の一部を改正する条例

西条市議会委員会条例（平成16年西条市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務委員会	10人	1 <u>市長直轄組織の所管に属する事項</u>	総務委員会	10人	1 <u>経営戦略部の所管に属する事項</u>
		2 <u>企画部</u> の所管に属する事項			2 (略)
		3 (略)			3 (略)
		4 (略)			4 (略)
		5 (略)			5 (略)
		6 (略)			6 (略)
		7 (略)			7 (略)
		8 (略)			8 (略)
		9 (略)			9 (略)
		10 (略)			10 (略)
		11 (略)			11 (略)
12 (略)	12 (略)				
福祉文教委員会	9人	1 <u>こども・福祉部の所管に属する事項</u>	福祉文教委員会	9人	1 <u>福祉部</u> の所管に属する事項
		2 <u>健康増進部</u> の所管に属する事項			2 <u>こども健康部</u> の所管に属する事項
		3、4 (略)			3、4 (略)
産業建設委員会	9人	1 <u>産業部</u> の所管に属する事項	産業建設委員会	9人	1 <u>産業経済部</u> の所管に属する事項
		2 (略)			2 <u>農林水産部</u> の所管に属する事項
		3 (略)			3 (略)
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の西条市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による委員会の委員は、改正後の西条市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による委員会の委員に選任されたものと、現に改正前の条例の規定による委員会の委員長及び副委員長は、改正後の条例の規定による委員会の委員長及び副委員長に互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により委員会に付託されている事件で、改正後の条例の規定により所管事項の異動を生ずるものは、改正後の条例の規定により所管することとなる委員会に付託された事件とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による常任委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による当該所管の常任委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

提案理由  
口頭說明